

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

佐久市

2 構造改革特別区域の名称

もちづき版「HYGGE」どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

佐久市の区域の一部（望月地区）

4 構造改革特別区域の特性

佐久市（以下「本市」という。）は、美しい景観を有し、水と緑にあふれる豊かな自然環境があり、晴天率が全国トップクラスで熱帯夜がないなど快適な気候風土を有している。また、発展した高速交通網により首都圏までのアクセスの良さや交通の便の良さが特徴である。

これらのことから、豊かな自然・文化と都市機能が調和した暮らしやすさに卓越性を有している。

このうち、構造改革特別区域と位置付ける望月地区（以下「本地区」という。）は、人口減少が著しく進んでいる過疎地域であるが、近年は、豊かな自然の中に身をおき、地域にあるものや住民同士のつながりを大切にしながら、自分らしい暮らしを楽しむ地域文化や地域住民の気質（以下「HYGGE的志向」という。）に魅了され、UIJターンにより、農業、レストラン、カフェなどを経営する移住者が増加している。

このような中で、移住者と地域住民が連携し、HYGGE的志向による暮らしを地域資源として、都市部住民を魅了する新たなまちづくりが始まっている。

※HYGGE（ヒュッゲ）とは、「ほっとくつろげる心地よい時間、またはそんな時間を作り出すことによって自然と生まれる幸福感や充実感、そして暮らしを楽しむ姿勢」などの意を表すデンマーク人が大切にしている価値観や心の持ち方を表現した言葉。佐久市の卓越性との親和性から、まちづくりに生かしている概念である。

（1）位置

本市の面積は、423.51k㎡で、市域は東西32.1km、南北23.1kmに及

び、長野県の東部に位置し、市の中央を千曲川が流れ、浅間山、八ヶ岳、蓼科山、荒船山等の雄大な山並みに抱かれた高原都市である。

本地区は、市の西部に位置し、地域の南端にそびえる標高 2,530 m²の蓼科山の北側山麓に広がる丘陵地帯に位置する。面積は、128.64 m²で、東西 9.6 km、南北 22 kmの紡錘形をなし、南北にのびる 4 筋の細い谷あいには豊かな水田と市街地及び集落が広がっている。

(2) 気候

本市の気候は、気温の較差が大きく、降水量が少ないなど典型的な内陸性気候を示す高燥冷涼地である。また、年間を通して晴天率が高く、国内でも有数の日照時間が多い地域である。

(3) 人口

本市の人口は、減少傾向が続いており、総人口は令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在 98,696 人（住民基本台帳人口による）である。本地区の人口は、市の人口の 8.7%を占め、若者の流出や出生数の低下による人口減少と高齢化が著しく進展しており、市内でも人口減少率が特に高い状態である。

人口の推移（各年 4 月 1 日現在 資料「住民基本台帳」）

	H28	H29	H30	R1	R2
佐久市	99,616 人	99,429 人	99,069 人	98,867 人	98,696 人
望月地区	9,266 人	9,119 人	8,945 人	8,774 人	8,562 人

(4) 産業

本地区は、平安時代には朝廷に献上する馬を飼育する「望月牧」が置かれたり、江戸時代には中山道の宿場町として人々の往来が盛んに行われたりなど、歴史的、文化的な資源が多く残っている。

また、本市は、北陸新幹線、上信越自動車道が東西に走り、首都圏や北陸圏へのアクセスに優れ、上信越自動車道と中部横断自動車道で合計 6 つのインターチェンジを市内に有し、高速交通網の結節点、交流圏の拠点として市内に有している。

この交通の良さを生かして、基幹産業である農業、林業の振興施策を推進し、美しい森林や溪谷、温泉等の恵まれた天然資源、旧中山道の宿場跡や伝統行事等の優れた歴史的遺産、またゴルフ場等のリゾート開発地を主な資源として観光振興に取り組んでいる。

さらに、近年では、HYGGE 的志向による、新規就農者、地元食材を生かしたレストランやカフェの経営、チーズ製造などに従事する移住者が増加し、地域の魅力となっている。

① 農業

本地区の基幹産業である農業は、恵まれた自然環境を大切にし、その活用を図り、地域農業の柱である水稲・野菜・畜産の3種目を中心に活性化を図っている。また、就農者の高齢化が進んでおり、農家における後継者及び担い手の確保が深刻となっている。

一方で、HYGGE的志向による暮らしに魅了され、移住者による新規就農者が増加している。米については、豊かな自然環境や豊富な水による良質米産地であることから、自然農法、有機農法により付加価値の高い米を生産している。また、野菜については、高原野菜を中心に、他地域との差別化を図り、ブランド化を推進している。

さらに、地域住民にとって農業は身近な存在であり、多くの世帯で「暮らしとしての農業」が営まれているとともに、近年では、田舎暮らし・スローライフ志向の高まりに応じて、市では滞在型市民農園「佐久クラインガルテン望月」を活用するなど、体験型農業等による都市住民との交流を推進し、農業が一つの地域資源となっている。

② 観光業

本地区は、美しい森林や溪谷、温泉等の恵まれた天然資源、旧中山道の宿場跡や伝統行事等の優れた歴史的遺産、またゴルフ場等のリゾート開発地を主な観光資源として、滞在型観光地としての整備を続けてきた。

このような観光資源を生かしながら、観光客の「モノ消費」から「コト消費」へのニーズの高まりに着目し、簡易宿泊や民泊を推進し、地域の特徴であるHYGGE的志向に着目した「暮らすような滞在」による体験、滞在型の観光地域づくりに取り組んでいる。

③ 酒造業

本地区には、当時の街並みが残る旧中山道沿いに歴史ある蔵元が2軒ある。2軒とも、時代のニーズに応じた酒造りを行う一方で、伝統的な手法による昔ながらの味を守り、地域住民の嗜好に合う酒造りを行っている。また、農閑期である冬場には、地元の農業者を雇い、地域に根付いた活動を行っている。このようなことから、地域の特産品であることに加え、多くの地域住民が地域の文化として酒に親しみをもち、HYGGE的志向の構成要素の一つとなり、まちづくりに寄与している。

④ 地場産業

上記以外の地場産業としては、発酵食品があり、望月高原の良質な牛乳によるヨーグルトを始め、米など地域資源を活用した味噌、チーズ、パンなどの製造が盛んに行われている。これらの発酵食品は、地域の特産品として、市内各所で販売され、飲食店でも料理に取り入れるなど、発酵食品と連携し

た取り組みが始まっている。

また、地元の有機野菜を生かしたレストラン、古民家を改修したカフェなど、地域の特徴を生かした生業が行われている。

このように、時代のニーズに応じた地域の特徴を生かした地場産業の新たな創造が地域経済の活性化につながる。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、本地区を訪れる人がHYGG E的志向による暮らしを体験できるよう、「暮らすような滞在」空間の創出に取り組んでいる。

特区制度により、農家レストランや農家民宿でどぶろくを提供することをはじめ、地産地消レストラン、農業体験の場や地域住民との交流の場での提供、地域で盛んに作られている発酵食品や地場産品と一緒に提供するなど、HYGG E的志向による暮らしの構成要素となっている資源とどぶろくを連携させることにより、HYGG E的志向による暮らしを高め、「暮らすような滞在」空間の創出を図る。このことが、交流人口、関係人口、定住人口の創出につながり、地域の活性化が期待される。

また、本地区は、豊かな自然環境と豊富な水による良質な米産地であり、自然農法、有機農法による米を原料としたどぶろくは特徴ある特産品となる。原料である米を生産することで、就農の促進、農地の有効活用等が図られる。

さらに、上述したことが、6次産業化の活性化や地域の魅力向上に寄与し、移住・定住、就農、所得向上などの基盤環境の整備につながる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(目標)

今回の特例措置を活用することにより、農家レストランや農家民宿などの開業が促進され、滞在型観光の基盤整備が図られる。

また、地域内にある様々な資源とどぶろくを連携させ、その相乗効果で地域の魅力を高めることにより、HYGG E的志向による「暮らすような滞在」の創出を図り、心地よい空間を求める都市部からの誘客や移住者の増加を図る。

さらには、交流人口、定住人口、関係人口の増加により本地域の活性化が図られ、雇用の場の確保などにより、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
濁酒製造現場件数 (延べ件数)	1件	2件	3件
特定酒類製造量 (キロリットル)	0.3キロリットル	1.1キロリットル	2キロリットル

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画に基づき、どぶろくの製造が令和3年度までに2件開始される見込みである。令和4年度以降も、「暮らすような滞在」空間の創出を図り、どぶろくと地域内の様々な資源を連携させることにより、特徴ある地域としての知名度を上げ誘客を図り、農家レストランや農家民宿の新規起業やどぶろく製造を促進する。

また、本地域は、美しい森林や溪谷、温泉等の恵まれた天然資源、旧中山道の宿場跡や伝統行事等の優れた歴史的遺産、またゴルフ場等のリゾート開発地の観光資源がある。どぶろくを活用した取組が体験、滞在型の観光を一層進め、地域内の観光地への更なる誘客が期待される。

さらに、本市は、蔵元が11軒あり、地酒を観光資源として誘客に取り組んでいるが、どぶろくを新たな観光資源に位置づけ、本市の地酒の魅力と一体的にPRすることにより、更なる観光客の誘致が図られる。

どぶろく提供事業者数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
農家レストラン、農家民宿におけるどぶろく提供事業者数(延べ数)	1件	2件	3件

観光入込客の増加

区分	令和2年	令和3年	令和4年
観光地利用者数	3,600人	3,800人	4,000人

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

(別紙1)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、農家民宿、飲食店等）を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

佐久市の区域の一部（望月地区）

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において特定農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、HYGGE的志向による暮らしを構成する主要な地域資源と

なり、本地域におけるHYGGE的志向による「暮らすような滞在」空間の創出につながる。

このような民間の自発的な取組が広がることは、地域の活性化にもつながるといふ観点からも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報・周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。